

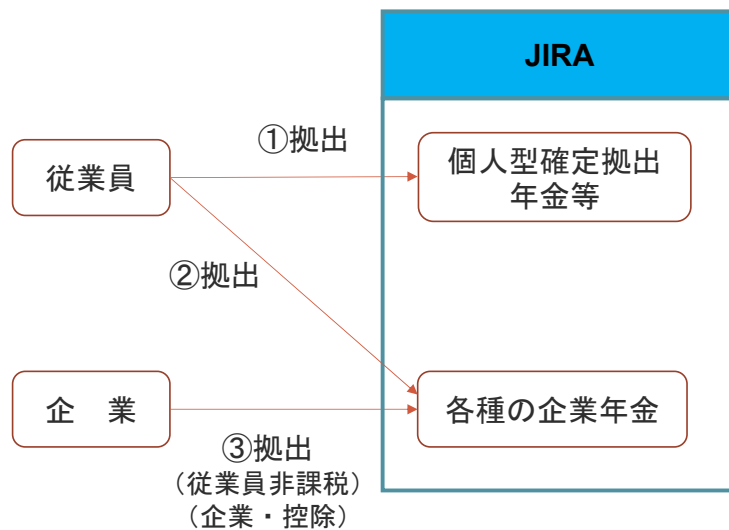
有識者プレゼン：「老後に係る税制の諸課題～日本版個人退職年金勘定（JIRA）の構想～」①

めざすべき将来像（未来のゴール）

- 高齢期における収入に関する課税が、現役時代における働き方や老後への備え方の違い、高齢世帯における収入のあり方の違いなどに左右されない、中立的な税制の構築
- 公的年金とともに、高齢者の生活を支える柱となる各種の年金収入への課税関係を統一

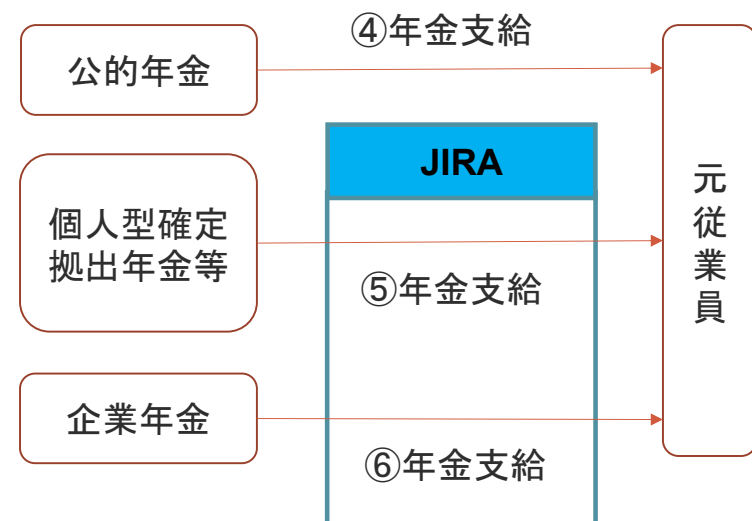
拠出と給付の統合の姿（JIRA）

○ 拠出時



- ①+②について従業員の所得から控除
- JIRAは従業員（国民）1人が1つだけ保有する「拠出の共通枠」
⇨①+②+③について上限を設定・管理

○ 受給時



- ④+⑤+⑥の合計額が元従業員の年金にかかる収入金額となる。
- ⑤+⑥がJIRAからの受給と観念される

※ 政府税制調査会（2020年10月22日）における慶應義塾大学・佐藤英明教授の提出資料を主税局において抜粋、編集したもの。

有識者プレゼン：「老後に係る税制の諸課題～日本版個人退職年金勘定（JIRA）の構想～」②

道程～拠出と給付の統合（日本版個人退職年金勘定：JIRA）

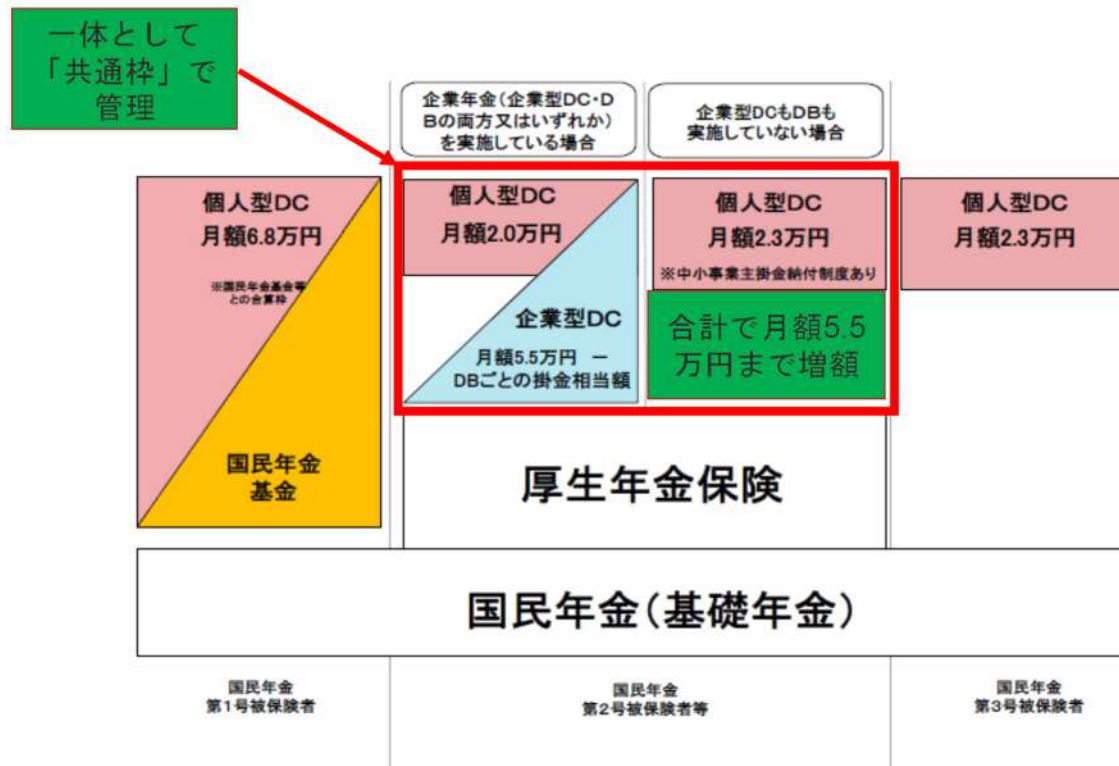
1. 拠出段階

企業年金と個人型確定拠出年金を統合した「拠出の共通枠」を設ける

当面は、2号被保険者の拠出枠を統合して管理する

個人型DCの拠出限度額の見直しの一例
 (DBごとの掛金額の実態を反映した場合のDC拠出限度額の全体像(イメージ))

第13回社会保障審議会企業年金・個人年金部会（2020年8月20日）資料に加筆



※ 企業年金(企業型DC・DB)の加入者は、月額2.0万円の範囲内で、かつ、事業主掛金額(企業型DCの掛金額とDBの掛金相当額)との合計が拠出限度額(月額5.5万円)の範囲内で、個人型DCの拠出が可能。
 ※ マッチング拠出を導入している企業の企業型DC加入者は、企業型DCの事業主掛金額を超えず、かつ、事業主掛金額(企業型DCの掛金額とDBの掛金相当額)との合計が拠出限度額(月額5.5万円)の範囲内で、マッチング拠出が可能。マッチング拠出か個人型DC加入かを加入者ごとに選択が可能。
 ※ DBについては、拠出限度額はない。DBには、年金払い退職給付を含む。
 ※ DB掛金相当額は、DBごとに給付水準から掛金に相当する額へ換算したものの。

※ 政府税制調査会（2020年10月22日）における慶應義塾大学・佐藤英明教授の提出資料を主税局において抜粋、編集したもの。